平成２７年（フ）第７１９号
東京都足立区江北２丁目25－８－201、開始決定時の住所東京都荒川区町屋５丁目９－３－2206
破産者　細川哲熙こと　李　　哲熙
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２７号
東京都江東区大島５丁目32―12―202
破産者　佐藤　恭兵
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６７号
東京都葛飾区宝町１丁目７番10号
破産者　宇田川製作所株式会社
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４５５号
東京都目黒区三田２―18―21、住民票上の住所東京都渋谷区恵比寿西１丁目20―８―502
破産者　黒木　純子（旧姓星野）
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５１９号
千葉県印旛郡栄町安食3795―66
破産者　田中亜希子（旧姓吉村）
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７８８号
神奈川県相模原市南区旭町24―31―301
破産者　山崎　信一
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８２７号
東京都世田谷区船橋５丁目17―20―101
破産者　山口　典子
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８７１号
東京都東村山市栄町２丁目26―７―302
破産者　石川良子こと　李　　深守
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４９５号
東京都渋谷区桜丘町13―９　クリエート桜丘センチュリー21―207
破産者　正木　達也
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８４３号
神奈川県藤沢市辻堂元町４丁目４―29―103
破産者　星川　巧己
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９９１号
神奈川県横浜市港北区篠原町71―６　ペアレットツツミＡ
破産者　笹川　隆志
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６８号
東京都東久留米市小山３丁目10―17―102
破産者　柳　　雄一
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６５号
東京都中央区築地１丁目12番15号
破産者　株式会社イズムクリエーション
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１６号
東京都北区浮間３丁目10番23号
破産者　有限会社ダイシンサービス
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１７号
埼玉県草加市八幡町742―５―201
破産者　坂本　大蔵
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６０号
東京都渋谷区神南１丁目４番13号　プラウドジェム渋谷神南505号
破産者　株式会社セオ
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６１号
神奈川県川崎市宮前区東有馬１－４－25―102、住民票上の住所東京都渋谷区神南１丁目４―13―505
破産者　佐藤　効省
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６１号
東京都中央区明石町５番13―521号
破産者　株式会社サンワビジネス
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６２号
千葉県千葉市美浜区真砂３丁目13―６―302
破産者　相馬雄二郎
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６３号
千葉県市原市山田橋１丁目９－７　タウン国分寺台Ｅ―101
破産者　相馬千香子
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８４号
東京都稲城市向陽台３丁目12番地の６宮崎俊博方、商業登記簿上の本店所在地東京都八王子市横山町９番17号
破産者　株式会社宮崎
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部